

# 鳥羽市公共施設等における受動喫煙防止対策について（方針）

令和元年6月

本市の公共施設等における望まない受動喫煙を防止し、もって施設利用者や職員の健康を確保するため、市が取り組む対策等についてまとめたものです。

## 1 背景及び概要

本市では、公共施設の建物内においては原則禁煙とし、一部施設において喫煙室の設置等による空間分煙等を行ってきましたが、その対策は十分なものとは言えない状況にあります。

このような中、健康増進法の一部改正により、多数の者が利用する施設等における望まない受動喫煙の防止を図るため、施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定められ、公共施設においても、施設等の区分に応じた受動喫煙防止に向けた対応が求められています。

## 2 改正健康増進法の概要

### （1）基本的な考え方

- ア 望まない受動喫煙をなくす
- イ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する
- ウ 施設の類型・場所ごとに対策を実施する

### （2）多数の者が利用する施設等の類型とルール等

施設等の類型	ルール・施行期日
第一種施設 ○子どもや患者等に特に配慮 学校、病院、診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎（行政機関が事務処理をするために使用する施設）等	○敷地内禁煙 ※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。 施行日：令和元年7月1日
第二種施設 ○第一種施設以外の多数の者が利用する施設（※） 事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、国会、裁判所、旅客運送用事業船舶・鉄道等	○屋内禁煙 ※喫煙専用室内でのみ喫煙可 施行日：令和2年4月1日

（※）多数の者が利用する施設とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味します。

### （3）規制の適用除外の場所

- ① 住居又は宿泊を行う場所であり、「人の居住の用に供する場所」として、家庭の場所や職員寮の個室等。
- ② アのほか、旅館やホテル等の宿泊施設の客室（個室に限る。）。

### 3 公共施設の受動喫煙防止の現状

本市の主な公共施設等における受動喫煙防止対策の現況は、次のとおりです。

公共施設等の名称	対策の現況
学校（幼稚園、小学校、中学校）、保育所等、放課後児童クラブ、コミュニティアリーナの一部（3）、公民館の一部（5）	敷地内禁煙
本庁舎、保健福祉センター、市民の森管理棟、各診療所、消防署、運動施設（公園内）、火葬場、マリンターミナル、定期船、公民館の一部（13）、コミュニティアリーナの一部（1）、コミュニティセンター、神島開発総合センター、リサイクルパーク、他	屋内禁煙 （屋外喫煙所の設置） （屋外の喫煙制限なし）
市民文化会館、公民館の一部（1）、相差浄化センター	屋内分煙 （屋内喫煙所の設置）
公園・広場、介護予防施設、老人憩の家の一部	喫煙制限なし

学校、児童福祉施設は敷地内禁煙とし、主な行政機関の庁舎等は屋内禁煙もしくは屋内分煙（屋内喫煙所の設置）としていますが、公園・広場や一部の老人憩の家等では、喫煙制限を設けていません。

また、屋内禁煙としている施設であっても、多数の者が行き交う施設の出入り口付近に屋外喫煙所を設けているなど、受動喫煙防止対策としては不適切なものとなっています。

### 4 受動喫煙防止に向けた対策

公共施設内での受動喫煙防止を徹底するため、令和元年7月1日より、次のとおり改正健康増進法の規制内容に沿った対策を講じることとします。

#### （1）第一種施設における対応

幼稚園、小・中学校、保育所等、診療所は、敷地も含め完全禁煙とします。

本庁舎や保健福祉センターなどの行政機関の庁舎は、施設出入口付近に設置されている喫煙所を廃止し、受動喫煙が生じない場所（屋上テラス等）1か所のみに見直します。

施設名称	対応	考え方	
○幼稚園、小・中学校、 ○保育所、放課後児童クラブ ○診療所	敷地内禁煙 （完全禁煙）	・受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等の利用が主である施設のため、特に受動喫煙防止を徹底。	
庁舎等	○本庁舎 ○保健福祉センター ○市民の森管理棟 ○市民文化会館（1F、2F） ○消防本部	喫煙所 1か所設置	・受動喫煙が生じない場所（屋外・テラス等）に必要な措置を講じた上で喫煙可（特定屋外喫煙所等の設置）する。
	○各連絡所	敷地内禁煙	・他施設と併設の場合、行政機関の区域のみ規制を適用する。

※一部の連絡所など、他の施設内に併設されているものは、行政機関の事務所となっている区域のみ禁煙とします。

## (2) 第二種施設における対応

### ①主に子供の利用が見込まれる施設

公園・広場や図書館は、受動喫煙による健康影響の大きい子どもの利用が多いことから、完全禁煙とします。また、学校や公園などの区域内の施設についても、完全禁煙とします。

施設名称	対応	考え方
○公園・広場 ○図書館 ○コミュニティアリーナ ○運動施設 体育館、プール、野球場、 テニスコート、他	敷地内禁煙 (完全禁煙)	・公園・広場、図書館は、受動喫煙による健康影響の大きい子どもの利用が多いため、敷地内禁煙とする。 ・コミュニティアリーナや運動施設など、敷地内禁煙の区域内にある施設は、完全禁煙となる。

### ②その他の施設

その他の公共施設は、原則として屋内禁煙とします。

なお、既設の屋外喫煙所が施設の出入口等の不適切な場所にある場合は、撤去又は設置場所の見直しを行います。

施設名称	対応	考え方
○市民文化会館 (3F、4Fの貸館部分) ○集会施設 各公民館、コミュニティセンター、老人憩の家 ○教育関連施設 海の博物館、大庄屋かどや ○その他の施設 園芸センター、堅神火葬場、リサイクルパーク ○交通機関 マリンターミナル、定期船待合所、定期船内 ○行政機関の施設 岩倉水源地、清掃センター、相模浄化センター 他	屋内禁煙	・多数の者が利用する公共施設は、原則として屋内禁煙とする。(第一種施設に該当しない行政機関の事務所を含む) ・ただし、明確に分煙された喫煙専用室が設けられているものは、利用を継続できることとする。 (文化会館3階)

(3) 上記対応のほか、受動喫煙防止の徹底に向け、次のとおり取り組みます。

- ① 施設等の適所に禁煙等に関する表示を行うなどにより周知徹底に努め、受動喫煙防止の徹底を図ります。
- ② 他の施設と公共施設が併設されているものについては、施設管理者等と調整の上、施設利用者の受動喫煙防止に向けた調整を進めます。

## 市施設における禁煙措置状況調べ（受動喫煙防止に関する対応策）

種別1	種別2	施設名称	所管課	現状	令和元年7月1日以降 対応方針		備考
				喫煙形態 (箇所数)	喫煙形態 (箇所数)	特記	
第一種施設	学校	幼稚園	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	-	
		各小学校	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	-	
		各中学校	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	-	
	医療機関	各診療所	健康福祉課	-	-	-	
		神島診療所	健康福祉課	屋内禁煙	敷地内禁煙	診療所区域のみ	併設(神島開発総合、連絡所)
		かがみうら診療所	健康福祉課	屋内禁煙	敷地内禁煙		
		今浦分室	健康福祉課	屋内禁煙	敷地内禁煙	診療所区域のみ	併設(今浦農村婦人の家)
		石鏡分室	健康福祉課	屋内禁煙	敷地内禁煙		
		坂手診療所	健康福祉課	屋内禁煙	敷地内禁煙		
		菅島診療所	健康福祉課	屋内禁煙	敷地内禁煙		併設(医師住宅)
		桃取診療所	健康福祉課	屋内禁煙	敷地内禁煙		
		休日夜間応急診療所	健康福祉課	屋内禁煙 (屋外3)	敷地内禁煙	-	併設(保健福祉センター)
		長岡診療所	健康福祉課	屋内禁煙	敷地内禁煙		
	児童福祉施設等	各保育所	健康福祉課	敷地内禁煙	敷地内禁煙	-	
		放課後児童クラブ	健康福祉課	敷地内禁煙	敷地内禁煙	-	
	行政機関の庁舎等	鳥羽市役所本庁	総務課	屋内禁煙 (屋外5)	敷地内禁煙 ※特定屋外 喫煙場所(1)	出入口付近の喫煙所はすべて撤去。 3Fテラス(第2、3委員会室横)に必要な措置を講じた上で特定屋外喫煙所を設置。	
		市民文化会館(1F・2F、敷地)	総務課	屋内喫煙室(2) (屋外4)	敷地内禁煙 ※他フロアに 屋内喫煙室(1)	出入口付近の喫煙所はすべて撤去。 1・2階部分は行政機関庁舎のため、敷地内禁煙との取扱い。 (貸館を行う3・4階利用者用として、3F喫煙室を残す)	3・4階 貸館 3中央公民館 他
		保健福祉センター	健康福祉課	屋内禁煙 (屋外3)	敷地内禁煙 ※特定屋外 喫煙場所(1)	出入口付近の喫煙所はすべて撤去。 2F通用口外(テラス)に必要な措置を講じた上で特定屋外喫煙所とする。	併設(休日夜間応急)
		市民の森管理棟(水道・教委)	開発公社	屋内禁煙 (1)	敷地内禁煙 ※特定屋外 喫煙場所(1)	専用部分のみ敷地内禁煙との取扱いとなる。 (現在の喫煙所を特定屋外喫煙場所に準じた措置を講じた上で残す。)	公社施設(賃貸) 民間事業所入居
		消防本部	消防本部	-	-		
		消防本部・署	消防本部	屋内禁煙 (屋外1)	敷地内禁煙 ※特定屋外 喫煙場所(1)	食堂裏の勝手口の喫煙所に必要な措置を講じ、特定屋外喫煙所とする。	
		南鳥羽出張所	消防本部	屋内禁煙 (屋外1)	敷地内禁煙 ※特定屋外 喫煙場所(1)	出張所裏の通用口外喫煙所に必要な措置を講じ、特定屋外喫煙所を設ける。	
		連絡所	市民課	-	-		
		神島	市民課	屋内禁煙	敷地内禁煙	連絡所の区域のみ	併設(神島開発総合、診療所)
		菅島	市民課	屋内禁煙	敷地内禁煙	連絡所の区域のみ	(併設予定)
		答志	市民課	屋内禁煙	敷地内禁煙	連絡所の区域のみ	同敷地内に公共施設
		桃取	市民課	屋内禁煙	敷地内禁煙	連絡所の区域のみ	複合施設
		坂手	市民課	屋内禁煙	敷地内禁煙	連絡所の区域のみ	併設
		鏡浦	市民課	屋内禁煙	敷地内禁煙	連絡所の区域のみ	同敷地内に公共施設
		長岡	市民課	屋内禁煙	敷地内禁煙	連絡所の区域のみ	併設(漁協施設)
加茂		市民課	屋内禁煙	敷地内禁煙	連絡所の区域のみ	併設	
第二種施設		公園・広場	建設課	制限なし	敷地内禁煙	上乗せ 受動喫煙により健康被害の大きい子どもの利用が多いため 全面禁煙とする。	一部灰皿の撤去必要。
	図書館	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	同上		
	コミュニティアリーナ	教委	-	-			
	菅島コミュニティアリーナ	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	学校敷地内による		
	答志コミュニティアリーナ	教委	屋内禁煙 (屋外1)	敷地内禁煙	学校敷地内による		
	坂手コミュニティアリーナ	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	学校敷地内による		
	桃取コミュニティアリーナ	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	学校敷地内による		
	運動施設	体育館、テニス場、プール他	教委	屋内禁煙	敷地内禁煙	公園敷地内による	

種別1	種別2	施設名称	所管課	現状	令和元年7月1日以降 対応方針		備考
					喫煙形態 (箇所数)	喫煙形態 (箇所数)	
つづき 第二種施設	集会施設	市民文化会館	総務課	屋内喫煙室(2) (屋外4)	屋内禁煙 屋内喫煙室 (1)	1・2階部分は行政機関庁舎のため、敷地内禁煙との取扱い。 (貸館を行う3・4階利用者用として、3F喫煙室を残す)	以下、令和2年4月1日より 上記第一種施設に準じた 禁煙措置を要する。
		神島開発総合センター	市民課	屋内禁煙	屋内禁煙		
		コミュニティセンター	市民課	屋内禁煙	屋内禁煙		
		公民館	教委	-	-		
		中央公民館	教委	屋内喫煙室(2) (屋外4)	屋内禁煙 屋内喫煙室 (1)	市民文化会館3階に位置するため、取扱いは市民文化会館に準ずる。	
		中央公民館 小浜分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	玄関横の離れたところに喫煙スペースあり	
		中央公民館 五丁目分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースを設ける	
		中央公民館 奥谷分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある	
		中央公民館 池上分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙		
		中央公民館 堅神分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある	
		中央公民館 屋内分館	教委	不詳	屋内禁煙		
		中央公民館 若杉分館	教委	不詳	屋内禁煙		
		中央公民館 岩倉分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある	
		中央公民館 白木分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある	
		中央公民館 本浦分館	教委	屋内禁煙 (屋外2)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースを設ける	
		中央公民館 石鏡分館	教委	屋内禁煙 (屋外2)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースを設ける	
		中央公民館 国崎分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある	
		中央公民館 千賀分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある	
		中央公民館 坂手分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある	
		中央公民館 松尾分館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある	
		中央公民館 高丘分館	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	※以前から喫煙不可としているため継続 公園敷地内	
		中央公民館 幸丘分館	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	※以前から喫煙不可としているため継続	
		中央公民館 安楽島分館	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	※以前から喫煙不可としているため継続	
		中央公民館 大明西分館	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	※以前から喫煙不可としているため継続 公園敷地内	
		中央公民館 河内分館	教委	敷地内禁煙	敷地内禁煙	※以前から喫煙不可としているため継続	
老人憩の家	健康福祉課	制限なし (屋外13)	屋内禁煙	高齢者が多く、喫煙するかたは少ないが、吸われる方については、屋外で吸ってもらう。			
教育関連施設	海の博物館	教委	-	-			
	展示棟・ギャラリー・学習館	教委	入場後 敷地内禁煙	屋内禁煙 (屋外1)	博物館・喫茶への入口前の屋外スペースのみ喫煙可、ただし灰皿は設置せず、必要な場合は貸し出す。		
	喫茶	教委	屋内禁煙	屋内禁煙 (屋外1)	博物館・喫茶への入口前の屋外スペースのみ喫煙可、ただし灰皿は設置せず、必要な場合は貸し出す。		
	大庄屋かどや	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある		
その他の施設	マルシェ (建物・公園内)	農水商工課	屋内禁煙	屋内禁煙	※公園敷地内、実質敷地内禁煙		
	浦村農村婦人の家	農水商工課	不詳	屋内禁煙			
	園芸センター	農水商工課	不詳	屋内禁煙			
	堅神火葬場	環境課	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	(現行どおり)		
	リサイクルパーク	環境課	屋内禁煙	屋内禁煙	(現行どおり)施設内を禁煙とはせず、屋外で喫煙している。		
	歴史文化ガイドセンター	教委	屋内禁煙	屋内禁煙			
	寝屋子交流の館	教委	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	屋外に喫煙スペースある		
	介護予防施設(神島)	健康福祉課	制限なし	屋内禁煙	高齢者が多く、喫煙するかたは少ないが、吸われる方については、屋外で吸ってもらう。		
交通機関	マリナーミナル	建設課(定期船課)	屋内禁煙 (6)	屋内禁煙 (屋外2)	(現行通り)施設内は禁煙とし、現行の喫煙場所を継続する。		
	定期船乗り場(中之郷、各離島)	定期船課	屋内禁煙 (屋外6)	屋内禁煙 (屋外3)	(現行どおり) 中之郷・答志・和具棧橋待合所入り口外に喫煙所を設ける		
	定期船(船内)		屋内禁煙 (屋外6)	屋内禁煙 (屋外6)	(現行どおり) 各船舶2階外にあるデッキ箇所に喫煙所を設ける		
行政機関の事務所 (第一種施設以外)	岩倉水源地	水道課	屋内禁煙 (屋外1)	屋内禁煙 (屋外1)	(現行通り)3Fテラスに喫煙所を設ける。		
	給食共同調理場	教委	不詳	屋内禁煙	※学校敷地内、実質敷地内禁煙	施設外は学校敷地内なるため屋外で喫煙できない。 (喫煙可とする場合は施設内に喫煙専用室の設置を要する。)	
	松尾清掃センター	環境課	屋内禁煙 (屋外2)	屋内禁煙 (屋外2)	(現行どおり) 事務所棟及び待機棟付近の屋外に喫煙所を設ける。		
	相差浄化センター	水道課	屋内喫煙室(1) 屋外喫煙所(1)	屋内禁煙 (屋外1)	来客時、屋内で喫煙を可としていたが、屋内は全面禁煙とし、屋外に1箇所喫煙所を設ける。		
	水産研究所	農水商工課	不詳	屋内禁煙			